

4

特定求職者雇用開発助成金

中小企業事業主が障害者を雇入れた場合の支給額がアップします。

(平成21年2月6日 適用)

内容

平成21年2月6日から障害者の方をハローワーク等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対して、支給額がアップします。

支給要件

- 対象となる事業主の要件
 - ・ 対象労働者を1年以上継続して雇用する者として雇い入れること（又は期間の定めのない契約）
 - ・ 対象労働者の所定労働時間を週あたり20時間以上として、雇用保険被保険者として雇い入れること

支給額 期間等

週所定労働時間	障害者の種類	支給対象期間	総支給額
30時間以上	①重度又は、45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者	2年 (1年6ヶ月)	240万円 (100万円)
	①以外の身体・知的障害者	1年6ヶ月 (1年)	135万円 (50万円)
20時間以上 30時間未満	身体・知的障害者、精神障害者	1年6ヶ月 (1年)	90万円 (30万円)

* () は大企業